## 平成23年9月(第4回)議会一般質問事項

- 1 市政運営について
  - (1) 市長就任2年半の所感
  - (2) 市民との対話
  - (3) 合併特例債
  - (4) 今後の抱負
- 2 公園整備について
  - (1) 現状
  - (2) 今後の計画
- 3 男女共同参画社会について
  - (1) 取り組み
  - (2) 女性参画の現状
  - (3) 人権尊重教育と男女共同参画教育
  - (4) 男女共同参画都市宣言
- 4 教育について
  - (1) 教育行政方針
  - (2) 不登校・いじめ・問題行動
  - (3) 通学路見守り活動

## (4) 児童・生徒数の推移と施設の充実

伊勢崎クラブを代表いたしまして、通告に従い順次一般質問をいたします。

まず、初めに、市政運営についてお尋ねいたします。 五十嵐市長は、一昨年、 平成21年1月23日に伊勢崎市長に就任され、今日まで2年半ちょっと が過 ぎたところでございます。

まだ2年半なのだと、もう10年以上伊勢崎市長をしているような気がするのは、私だけではないと思います。

それは、五十嵐市長の人柄が市政運営にあらわれているの に加え、今まで4期 14年余り県議会議員として伊勢崎市にはなくてはならない存在だったからだ と思います。

いかがでしょうか。

私は、ことし5月まで議長として1年間五十嵐市長と行動をともにすることが 多く、その行く先々で、市民に対する言葉は誠実で、市民に対し安心感を与え、 ぶれのない安定した市政のかじ取りができていると確信しております。

市政運営、平坦な道ばかりではありません。

山あり、谷あり、その難 局をどう乗り越えるかで、市長の力量が問われます。 今、ドジョウでもてはやされている相田みつをの詩に、つまづいたっていいじゃないかにんげんだ ものというのがあります。

しかし、市長はつまずいたらだめなのです。

市長はつまずく暇などありません。

20万市民のために、伊勢崎をもっと元気に、もっと豊かに、もっと安全にの キャッチフレーズに向かい、伊勢崎市を力強く引っ張っていかなくてはならな いからです。

そこで、市政運営について、(1)市長就任2年半の所感、(2)市民との対話はどのように図っていくのか、(3)合併特例債の見通し、(4)今後の抱負をお伺いいたします。

2番目、公園整備についてお尋ねいたします。

人は緑豊かな自然に接したり花に触れたりすると、心が和みます。

私たちが住んでいるところは、大都会と比べれば、それは緑豊かで田園風景があちこちに見られ自然豊かかもしれません。

日本の都 市公園100選に選ばれた華蔵寺公園を筆頭に、市民のもり公園、波 志江沼環境ふれあい公園、西部公園というように大きな公園に始まり、地区公 園、近隣公園、街区公園などさまざまな公園が整備さ れております。 本市は高い山がなく、森、林もなく、平たん地ばかりでありますが、人が住む環境の中に公園が200カ所近く整備されていることは、実にすばらしいことだと考えております。

そこで、本市における公園整備の現状でありますが、国が定める都市公園法施 行令では、第1条に、1つの市町村の区域内の都市公園の住民1人当たりの敷 地面積の規定があります。

この標準では、「十平方メートル以上とし、当該市町村の市街地の都市公園の当該市街地の住民一人当たりの敷地面積の標準は五平方メートル以上とする。」とあります。

そこで、本市における公園整備の現状と今後の計画をお伺いいたします。

3番目、男女共同参画社会についてお伺いいたします。

男女平等が叫ばれ、久しく時が過ぎておりますが、家庭においては男女平等、男女協力、男女協働 が図られているような感じがします。

一歩社会に出ると、家庭とは違う世界になっているのが現状で はないでしょうか。

男女の人権が尊重され、男女が平等に豊かで活力ある社会を実現するために、 男 女共同参画社会づくりの基本理念が定められております。

国、地方自治体、国民がなすべきことを明らかにする目的で、男女共同参画社会基本法が制定され、平成13年1月に施行されております。

この基本法には、男女共同参画社会を形成することが重要課題となっています。 そのような中で、単に女性が社会に出て偉くなったりすることが、また、男性 が家事や育児をすることが、男女共同参画社会であるかと誤解されているのか なと思っております。

家庭で、地域で、職場で、構成員が性別にかかわらず、それぞれの個性と能力 を発揮し、機会均等、適材適所の環境を構築すること。

また、そのような意識を持つことが男女共同参画社会だと考えます。

そこで、男女共同参画社会を市はどのようにとらえ、どのような男女共同参画社会を目指しているのか伺います。(1)取り組み、(2)女性参画の現状、(3)人権尊重教育と男女共同参画教育、(4)男女共同参画都市宣言についてお伺いいたします。

最後の4番目、教育について伺います。

教育の目的について、教育基本法第1条では、「教育は、人格の完成を目指し、 平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健 康な国民の育成を期して行われなければならない。」とあります。 その目的に向かい、伊勢崎市の教育においてもさまざまな取り組みを実践しているのだと思われます。

学校教育の柱である伊勢崎徹底構想2011をもとに、5W、読む・聞く・考える・書く・話す活動と、5S、整理・整頓・清掃・清潔・しつけを視点にした指導の徹底や、小学校1年生から中学3年生までの一貫した英語教育の推進を行い、家庭、地域から信頼される学校づくりを推進しているのがうかがえます。

また、教科分担制による指導の充実により、教科の魅力を伝え、学習意欲の向上を図る取り組みを行っています。

加えて、企業、大学との連携により、教育活動への支援や情報提供を受け、将 来の地 域社会を担う国際的視野に立った立派な人材を育成するための連携協力であると思われます。

このように、まだまだ語り切れないほどさまざまな取り組みをしておりますが、 一方で、ホームレス事件、また、先日の新聞紙上をにぎわせた問題等、いろい ろな問題が潜んでいるので、学校は本当 に大丈夫なのだろうかと疑問を持つの は、私だけではないと思います。

そこで、教育について、(1) 教育行政方針、(2) 不登校・いじめ・問題行動の実態、(3) 通学路見守り活動、(4) 児童・生 徒数の推移と施設の充実についてお伺いいたします。

以上で質問を終わりますが、答弁によっては再質問を留保いたします。